

平成 30 年 9 月 11 日

許可業者の皆様

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

ドライブレコーダー映像提出時の視聴状況確認について

平成 29 年 6 月 1 日付けの「大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱」改正により、承認車両の仕様について、「ドライブレコーダー等により、車両前方の走行情報を収集できること」を追記し、平成 30 年 4 月 1 日よりドライブレコーダーの設置を義務付けました。また、同要綱第 16 条の 2 により、「交通事故及び市民広聴対応等に必要があると認める場合には、ドライブレコーダー等により記録した映像その他の走行情報を本市職員に閲覧させるとともに、必要に応じて当該走行情報を担当課に提出しなければならない。」と追記されております。

それに伴い 4 月 1 日以降、必要に応じ交通事故や市民広聴対応等のため、ドライブレコーダーの映像の閲覧や提出を、許可業者に求めています。提出された映像データを確認したところ、当課のパソコン（WindowsMediaPlayer）で視聴できないデータがあることが判明しました。

つきましては、ドライブレコーダー映像データの視聴の可否を確認し、本市の視聴環境を整えるため、下記のとおりドライブレコーダ映像の提出をお願いします。

記

1. 承認車両に設置されているドライブレコーダーの全ての機種映像を提出していただきます。（全て同じ機種を設置されているのであれば、1 台分のデータで結構です。）
2. 映像データについては、サンプルとして一コマ分又は 5 分程度の提出をお願いします。
3. ドライブレコーダーのデータをお持ちのパソコンに移し、WindowsMediaPlayer で見ることができるかを確認してください。
4. それぞれの機種で方法が異なりますので、ドライブレコーダーの取扱説明書を参照ください。
5. お渡しする CD-R にそのデータをコピーして提出していただくことになります。
6. 依頼時期は 10 月後半配券時、提出期限は 11 月末を予定しております